エルちゃんのトラブルバイバイ♪ニュース

NO.114
【配信日】2018.4.10

発行元：大阪市消費者センター　電話番号（06）6614-7522　FAX番号（06）6614-7525

◆「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」などと法務省をかたる架空請求ハガキにご注意ください！

一人で悩む前に・・・

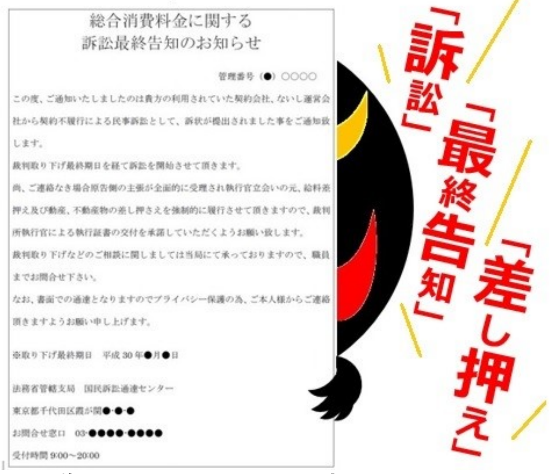
総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

管理番号（●）○○○○

この度、ご通知いたしましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日　平成30年●月●日

法務省管轄支局　国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関●-●-●

お問合せ窓口　03-●●●●-●●●●

受付時間 9:00～20:00

▲画像をクリックすると消費者センターホームページの架空請求ハガキの例が表示されます。

先月の相談内容(60歳以上の方)を調べたところ、架空請求ハガキに関する相談が54件寄せられていました。
【4月4日時点】

ハガキには法務省をかたり、「総合消費料金の未回収」「放置すると訴訟になる」「訴訟最終告知」などが書かれており、不安をあおってハガキの連絡先に電話をさせるような内容になっています。

身に覚えのないハガキや、メールが届いても、記載されている電話番号へは絶対に電話をかけないでください。万一、電話をかけてしまったとしても、言われるままにお金を支払わないようにしましょう。また、折り返しの電話がかかってきた時は何も話しをせず、すぐに電話を切りましょう。

不安に思うことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

【参考リンク】

・消費者センターホームページ
法務省管轄支局　国民訴訟通達センターからの架空請求ハガキにご注意ください！

・法務省ホームページ
法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています

・大阪地方裁判所ホームページ
「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」にご注意ください！

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

消費生活相談窓口

●消費生活相談専用電話：6614－0999

※消費者ホットライン「局番なし１８８（イヤヤ！）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く

メインキャラクター
エルちゃん